

多摩市公契約条例の一部改正について(60歳以上労働者の適用)

多摩市公契約条例の一部改正予定について

1 改正の概要

公契約条例を適用する業務委託契約、指定管理協定において、60歳以上の労働者も適用の対象とする。

施行日:令和9年4月1日

- ・ 現在、多摩市公契約条例では業務委託契約と指定管理協定において、60歳以上の労働者は適用対象外としている。これは条例制定当時、「60歳以上の労働者に対して労務報酬下限額を適用すると、事業者は作業能率や作業効率の高い年齢層を優先して雇用し、最低賃金と同額程度の賃金で働いている60歳以上の労働者の雇用機会が減少するおそれがあるのではないか。」との危惧があったことにより、福祉的雇用を守る観点から対象外としてきたことによるものである。
 - ・ しかし、昨今の社会情勢および多摩市公契約審議会からの答申を鑑み、60歳以上全ての労働者を公契約条例の適用対象とすることとし、該当条文を改正する。
 - ・ 改正にあたり、公契約条例の受託事業者に向けて令和7年8月に実施したアンケートでは、60歳以上の労働者も多摩市公契約条例の適用対象とする場合、いつの改正であれば影響・問題が生じないか聞いたところ、50%が「令和8年4月～」、33%が「令和9年4月～」、10%が「令和10年4月～」、7%が「対応不可」と回答した。
- 「令和10年4月～」、「対応不可」と回答いただいた事業者には、個別に改正の主旨や、時期について説明し、ご理解いただいた。
- ・ 改正による影響がある事業者が一定数いることから、公契約審議会において、条例適用時期は事業者の影響を考え猶予期間を設定したほうがよいという意見があり、十分な周知期間を設け、令和9年4月1日施行とする。
 - ・ 本改正については、令和8年第1回多摩市議会定例会に上程予定。

2 検討経緯

- ・ 平成25年度、65歳までの雇用確保が義務化されたことを受け、多摩市公契約審議会の答申において、60歳以上労働者の適用除外について廃止する方向とし、中長期的課題として検討することが示された。
- ・ 平成26年度以降、本件について継続審議するとともに、事業者アンケートを定期的に実施。
- ・ 令和6年度、多摩市公契約審議会の答申において、「60歳以上を一律で適用除外とすることは、昨今の社会情勢を鑑み妥当ではないため、全年齢の方を一律で適用する方向とし、適用した場合の影響を考慮し適用開始日について引き続き検討すること」が示された。

- ・ 令和7年3月議会総務常任委員会において、多摩市公契約審議会の開催状況等の報告の中で、60歳以上の労働者についても全年齢の方を公契約条例の適用対象とする方向とし、適用開始日については今後整理することを報告した。
- ・ 令和7年度第二回多摩市公契約審議会において、改正条例の施行時期を令和9年4月とすることを確認した。
- ・ 令和7年8月、事業者アンケートを実施。条例改正の影響を確認した。(アンケート結果については「4 公契約条例60歳以上適用に向けたアンケート結果」を参照)
- ・ 令和7年度第三回多摩市公契約審議会において、事業者アンケート結果を確認し、条例改正が妥当であることを確認した。

3 スケジュール

令和7年12月10日	総務常任委員会協議会報告
令和8年1月7日	経営会議付議(決定)
令和8年1月中旬	第4回多摩市公契約審議会に進捗状況報告
令和8年3月	令和8年第1回多摩市議会定例会 条例改正上程 府内へ条例改正について通知
令和8年4月～	周知期間(広報、市公式 HP、事業者通知等)
令和8年9月下旬	令和9年度労務報酬下限額決定、府内外へ周知
令和9年4月1日	改正条例施行

4 公契約条例60歳以上適用に向けたアンケート結果

■ アンケート概要

- 対象事業者数:52者(多摩市公契約条例適用の委託契約及び指定管理協定の受託者)
- 回答者数:42者(回答率:80.8%)
- 回答期間:令和7年8月22日(金)~令和7年9月12日(金)

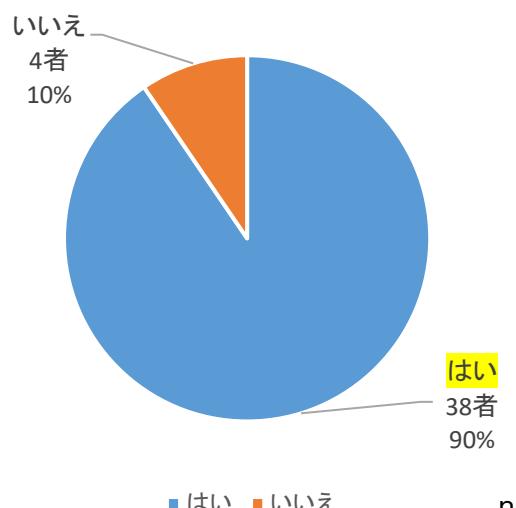
■ 回答概要

Q1 多摩市から受注している公契約条例対象業務について、60歳以上の労働者の雇用状況の現状について、お聞かせ下さい。

(1)60歳以上の労働者を雇用されていますか。(一つを選択して下さい。)

1 はい 2 いいえ

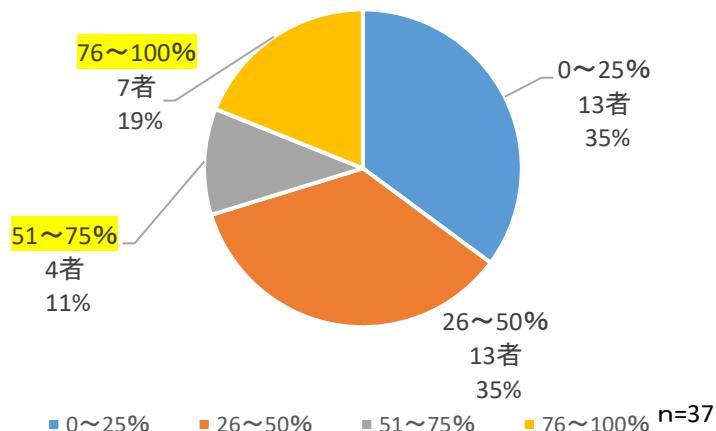
アンケートに回答している事業者のうち、9割の事業者が60歳以上の労働者を雇用している。



(2)雇用されている場合、雇用されている全ての労働者のうち、人数的にどの程度の割合を占めていますか?(おおよその数字でも構いません)

%

Q1の(1)で「はい」と答えた事業者のうち、労働者の半数以上が60歳以上と回答した事業者は全体の3割だった。

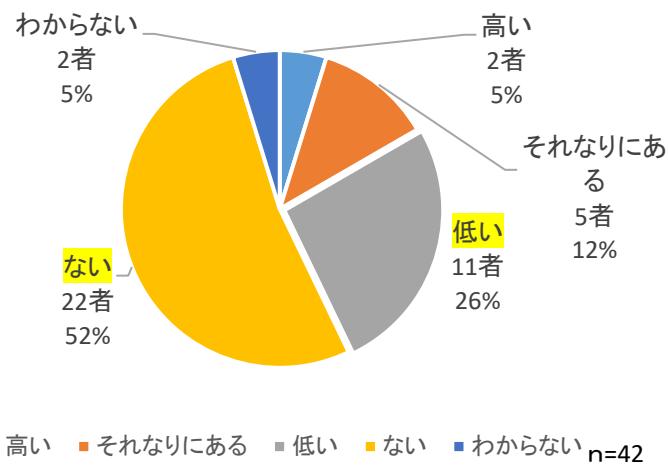


Q2 今後、60歳以上の労働者も多摩市公契約条例の適用対象とし、労務報酬下限額の適用を受けた場合に事業運営上問題が生じるか、お考えをお聞かせください。

(1)事業運営上に問題が生じる可能性が

1 高い 2 それなりにある 3 低い 4 ない 5 わからない

アンケートに回答している事業者のうち、約8割が事業運営上に問題が生じる可能性が「低い」もしくは「ない」と回答した。



(2)「高い」、「それなりにある」とお考えの皆さんにお伺いします。具体的にどのような問題が生じることで事業運営上に影響・問題が生じてしまうかをお聞かせ下さい。

主な意見

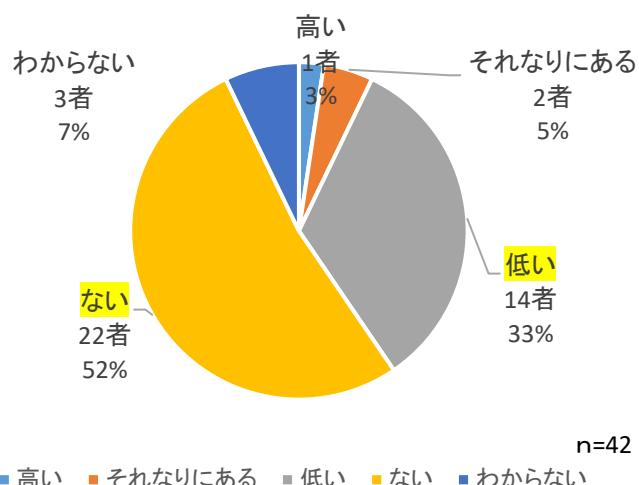
- 条例の労働報酬下限を一律適用すると、事業採算性や柔軟な雇用維持に支障が出る可能性がある。
- 60歳以上における労働時間・日数などの減要望者が生じ易くなり、59才以下の労働意欲に良い影響を与えるとは思えない。

Q3 今後、60歳以上の労働者も多摩市公契約条例の適用対象とし、労務報酬下限額の適用を受けた場合に労働者の雇用機会が減少するおそれが生じるか、お考えをお聞かせください。

(1) 60歳以上の労働者の雇用機会減少するおそれが

1 高い 2 それなりにある 3 低い 4 ない 5 わからない

アンケートに回答している事業者のうち、約9割が60歳以上の労働者の雇用機会が減少するおそれが「低い」もしくは「ない」と回答した。



(2)「高い」、「それなりにある」とお考えの皆さんにお伺いします。具体的にどのような問題が生じることで60歳以上の労働の雇用機会が減少してしまうかをお聞かせ下さい。

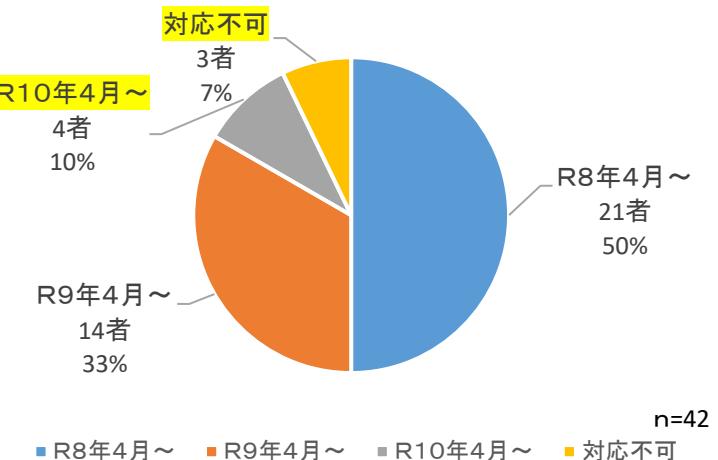
主な意見

- ・業務パフォーマンスが高い方(60歳未満の方)が優先に採用されるようになる。

Q4 今後、60歳以上の労働者も多摩市公契約条例の適用対象とする場合、何年後であれば影響・問題が生じないかお教えください。

(1) 1 R8年4月～ 2 R9年4月～ 3 R10年4月～ 4 対応不可

アンケートに回答している事業者の中、7者が「R10年4月～」もしくは「対応不可」と回答した。



(2)「R10年4月～」、「対応不可」と回答いただいた皆さんにお伺いします。具体的にどのような影響・問題が生じるかをお聞かせ下さい。

主な意見

- ・将来的に何年後で影響がなくなるかは、シニア主体の人員構成・業務量・施設契約状況などが変動するため予測できない。
- ・(60歳以上の方は、)運営面において労働時間、労働日数の減要望が生じてきた世代である。最低賃金上昇に併せて「そんなに稼ぐ必要はない」と主張され、労働時間を減らすことになってしまっては、運営上、世代間での良い影響を与えるとは思えない。